

群馬大学名誉博士称号授与規則

令和 2.4.1 制定

改正 令和 5.4.1

令和 6.4.1

令和 7.10.1

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、群馬大学（以下「本学」という。）における群馬大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号授与に関し、必要な事項を定める。

(資 格)

第 2 条 名誉博士の称号は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学における教育研究の発展に関して特に顕著な功績があると認められる者
- (2) 学術文化又は国際交流の発展に関して特に顕著な功績があり、本学において顕彰することが適当と認められる者

(選考の手続)

第 3 条 役員、各学部長、各研究科長、理工学府長、各学環長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、医学部附属病院長、大学教育・学生支援機構長、研究・産学連携推進機構長、重粒子線医学推進機構長、未来先端研究機構長、数理データ科学教育研究センター長、食健康科学教育研究センター長、多職種人材育成のための医療安全教育センター長、コアファシリティ総合センター長、ダイバーシティ推進センター長又は事務局長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、学長に推薦することができる。

2 前項の推薦があったとき、教育研究評議会の議を経て、学長が称号の授与を決定する。

(称号の授与)

第 4 条 名誉博士の称号の授与は、別紙様式による名誉博士記を交付して行う。

(事 務)

第 5 条 名誉博士の称号授与に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

名博第	号	氏名	1 あなたは本学における教育研究の発展に 関して顕著な功績がありましたので群馬大学 名誉博士の称号を授与します	2 あなたは学術文化の発展に関して顕著な 功績がありましたので群馬大学名誉博士の称 号を授与します	(元号) 年 月 日	群馬大学 印
-----	---	----	---	---	---------------	-----------

- 備考 1 第2条第1号又は第2号の資格により、上記1又は2を記載する。
- 2 第2条第2号に該当する場合は、功績に応じて「学術文化」の記載を「国際交流」とする。